

多目的競技場官民連携方策検討調査及び要求水準書作成業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

埼玉県では大宮双輪場の再整備に係る検討を進めており、令和7年9月に策定された大宮スーパー・ボールパーク基本計画で、競輪も開催可能な多目的競技場を第二公園内に配置することとした。これを踏まえ、令和8年1月から多目的競技場基本計画の策定を進めているところである。

本業務は、現在策定中の多目的競技場基本計画の内容を踏まえた官民連携方策に係る検討調査及び事業手法の決定や、多目的競技場の整備発注に必要な要求水準書の作成等について総合的な支援を行うことを目的とする。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

2 対象業務

- (1) 業 務 名 多目的競技場官民連携方策検討調査及び要求水準書作成業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和9年3月31日(水)
- (4) 委託限度額 68,079,000円

(※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。)

3 応募資格

次の(1)～(9)の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

- (7) 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」又は「建築関連コンサルタント」のいずれかに登載されている者であること。
- (8) 過去10年間（平成28年度以後）において、「公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設」又は「観客席を有するスポーツ施設（球場、スタジアム、アリーナ、競技場、体育館等）」の「官民連携方策（Park-PFI、PFI、DBO等）検討調査」及び「要求水準書又は仕様書を含む事業者公募資料作成」の両方について業務を完了した実績を有する者（元請けに限る）であること。
- (9) 本企画提案に複数の企業で参加する場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が前記（1）～（6）の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が前記（7）及び（8）の要件を満たしていること。
 - ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案に参加していないこと。

4 スケジュール

募集要項の公開	令和8年10月26日（月）
質問受付、参考資料配付の開始	令和8年10月27日（火）
質問の受付期限	令和8年11月 2日（月）15時まで
質問への回答	令和8年11月 6日（金）
企画提案参加希望書の提出期限	令和8年11月16日（月）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月18日（水）17時まで
企画提案審査	令和8年11月下旬（予定）
選考結果発表	令和8年11月下旬（予定）

5 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問受付及び回答

ア 質問受付

本件に係る質問事項は、質問書（様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより送信するものとする。電話及び直接来所による質問には応じない。

メールアドレス：p3845204@pref.saitama.lg.jp

電子メール件名：多目的競技場要求水準書作成等業務委託企画提案質問書

受付期限：令和8年11月2日（月）15時まで

イ 質問への回答

回答は令和8年11月6日（金）に県ホームページに掲載する。

（2）参考資料の受取

本企画提案の参考資料として、以下の資料を希望する者に対して配付する。

- ・大宮スーパー・ボールパーク構想の実現に向けた民間活力の導入に係るサウンディング型市場調査に係る資料
- ・多目的競技場整備に係るサウンディング調査資料

参考資料の受取は以下に基づき行うものとする。

ア 受取方法

事前に電話連絡の上、「イ 来所先」まで来所すること。

イ 来所先

埼玉県総務部県営競技事務所 企画調整・事業運営担当
〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮双輪場内
電話：048-871-7065

ウ その他

受取者の連絡先等を確認できるもの（名刺等）を持参すること。

その際、「3 応募資格」の（7）及び（8）の資格を満たしている者であることを確認する場合がある。

参考資料については、本提案のためにのみ使用することとし、他の目的への利用は一切認めない。

（3）企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 提出書類

本業務委託の企画提案への参加を希望する場合、あらかじめ企画提案参加希望書（様式2）を提出すること。

イ 提出期限

令和8年11月16日（月）17時まで

ウ 提出先

埼玉県総務部県営競技事務所 企画調整・事業運営担当
電話：048-871-7065
メールアドレス：p3845204@pref.saitama.lg.jp

電子メール件名：多目的競技場要求水準書作成等業務委託企画提案参加表明

エ 提出方法

電子メール（必着）

※必ず到達確認の電話をすること。

（4）企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添「企画提案書等提出書類作成要領」を参照し、次の（ア）から（キ）の資料を提出すること。

（ア）企画提案書（様式自由、A4サイズで6枚程度）

（イ）同種業務実績調書（様式3）

※募集要項「3 応募資格」の（8）を満たしていることが確認できる書類（契約書及び仕様書、業務完了報告書等の写し）を添付すること。

（ウ）業務実施体制調書（様式4）

- (エ) 会社概要書（様式 5 及び会社パンフレット等）
※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
- (オ) 募集要項「3 応募資格」を満たしている旨の誓約書（様式 6）
※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
- (カ) 構成員一覧表（様式 7）、委任状（様式 8）及び共同企業体協定書（様式任意）
※複数の企業により参加する場合のみ提出すること。
- (キ) 参考見積書（内訳表含む）（様式自由）

イ 提出期限

令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水） 1 7 時まで

ウ 提出先

埼玉県総務部県営競技事務所 企画調整・事業運営担当

電話：048-871-7065

メールアドレス：p3845204@pref.saitama.lg.jp

電子メール件名：多目的競技場要求水準書作成等業務委託企画提案書

エ 提出方法

電子メール（必着）。

※ファイル容量が 1 0 MB を超えるものは、埼玉県の業務システムの都合により受信することができないため、送信方法についてはあらかじめ協議すること。

※必ず到達確認の電話をすること。

オ その他

- (ア) 企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。（複数提案は不可）
- (イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- (ウ) 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

6 契約先候補の選考方法

(1) 決定方法

ア 県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。

イ 審査は Microsoft Teams を用いたオンライン形式によるプレゼンテーション審査を実施する。

- 開始時間等は令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）以降に電子メールで通知する。
- 説明時間は 2 0 分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。
- プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこと。
- プレゼンテーションは既提出の企画提案書等のみを用いることとし、Microsoft Teams の画面共有機能を使用して行うものとする。

ウ 当該審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補に決定する。

エ 企画提案書を提出した者が 1 者のみの時は、審査会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を契約先候補者として選定する。

(2) 審査項目・配点等

審査項目、配点等は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点	評価の視点
1. 実施体制		
類似業務の受託実績	10	・業務実績の内容及び件数
業務の実施体制	20	・適切な人数による体制、業務内容に見合った資格等を有した人材の配置
2. 企画提案内容		
プロジェクト管理・運営に関する提案	15	・本委託業務の目的や趣旨を十分に理解した提案を行っているか。 ・関係者及びその役割分担が具体的に示され、適切で実現可能か。 ・仕様書に示す各業務内容の相関性が整理され、整備事業者公募までの実施手順が合理的であるか。
官民連携方策検討調査に関する提案	15	・事業スキームの検討について、どのような観点や手法で検討することとしているか。 ・サウンディング調査が民間事業者等から効果的な意見を引き出すことができる調査手法となっているか、また、調査項目や想定する対象が具体的に示されているか。 ・事業スキームの決定支援について、民間活力導入に関する定性・定量的評価に係る軸の考え方が具体的に示されているか。
要求水準書等作成に関する提案	20	・工事期間や整備費の検討について、どのような観点・手法で検討することとしているか。 ・官民での適切なリスク分担、サービス水準と対価の整合性、達成すべきサービス水準の明確化を図ることができる要求水準書が作成される提案となっているか。 ・今後の物価上昇などへの対応・リスク分担について考慮されているか。

審査項目・内容	配点	評価の視点
2. 企画提案内容（続き）		
自由提案	10	・本委託業務の成果をより一層高めるために、仕様書記載事項以外の提案事項があるか。
3. 参考見積	10	・参考見積書の内訳が妥当か ・参考見積金額は委託予定額以下か

7 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記の審査により、企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補事業者を選定する。
- (2) 県は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

8 企画提案書等の情報公開

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (1) 参加した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (2) 審査基準に係る審査項目
- (3) 全事業者の得点
- (4) その他本県が必要と認める事項

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

9 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、応募資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの
- オ 提出書類に不足があるもの
- カ 企画提案参加希望書等に代表者の記名がないもの
- キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。

ウ 採用された企画提案内容に係る著作権等の権利関係について疑義が生じた場合は、県と提案者が別途協議する。

エ 本委託業務を受注した者（再委託先である協力事務所も含む）及びこの者と資本面もしくは人事面で関連があると認められた者は、今後予定している多目的競技場整備に係る設計、建設工事、運營業務（事業スキームが設計、建設工事に加えて運營業務も含む手法となった場合に限る）の応募者に加わることはできない。

10 問い合わせ先

埼玉県総務部県営競技事務所 企画調整・事業運営担当

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮双輪場内

担当者：成澤、吹上、松本、白田

電 話：048-871-7065

メールアドレス：p3845204@pref.saitama.lg.jp